

大口町こども条例（案）パブリックコメントの実施結果について

- 1 実施期間 令和7年6月16日（月）～令和7年7月13日（日）
- 2 閲覧場所 こども課窓口、戸籍保険課窓口、各児童センター、各児童クラブ、大口町ホームページ
- 3 ご意見等提出件数 7件（提出者数：5名）
- 4 ご意見等の概要 下記のとおり

No	章	項目	ご意見等の概要	町の考え方
1	前文		8月3日開催のワークショップには、公募チラシを見て自主的に応募したこどもたちが集まりました。選抜ではなく自ら応募、目的は「未来に残す自分たちの声」を形にすること。まさに条例が掲げる「こども主体」を体現するプロセスだったと受け止めています。そのため、ワークショップで作られた4つの前文をそのまま掲載することにより、プロセスを尊重する町の姿勢が示され、条例の信頼性と教育的価値がいっそう高められたと思います。 【4つの前文が持つ意味】 ワークショップ当日は年齢も背景も異なるこどもたちが集まり、より意見が反映されるように4グループに分け、それぞれで前文を作成した結果、次のような多様な視点が可視化されました。これは、一つにまとめられていたら消えていた可能性もありました 「自然・あいさつ・学び・桜と緑・教育・行事・ボランティア・やさしい人と助け合い・五条川・公共施設の発展・世代間交流など」 また、4つの前文にしたことで、「町への思いは一つではない」という事実を可視化することができた貴重な記録とも言えます。これをありのまま受け入れることができれば、こどもの意見や多様	ご意見ありがとうございます。 4つの前文を作成したこどもたち全員に案内をして、集まったこどもたちで、前文を1つにまとめました。前文を1つにまとめるにあたっては、4つの前文を作成したこどもたち一人ひとりの想いを尊重して、できる限りその想いを前文に残すことができるようにこどもたちが考えました。大口町としては、4つの前文に詰まっていたこどもたちの想いを、こどもたちが1つの前文にまとめているため、こどもの多様な声をそのまま未来に残すことができていると考えております。

		性を最大限尊重する町の意味を示す最良の材料となり得たと思います。 【危惧】 条例案第4章第9条は、 「こどもは、自分の意見を表明することができ、それが尊重されます。」と謳っています。 4つの前文をそのまま掲載することが、この条文の本気度を裏付ける最も明快な方法だったのではないのでしょうか。しかし、体裁上の理由で一本化された結果、こどもたちの言葉が大人の都合で別の形に書き換えさせられたと推し量ることもできてしまいます。 【町への問いかけ】 こどもの多様な声が、「例規上の慣例」や「見た目の統一感」という大人の常識という名のフィルターによりふるいにかけられていないか。 4つの前文を載せないという判断は、「こどもまんなか」「こども主体」の理念と、見た目・慣例・体裁のどちらを町がより重視していることによるのか。 一本化を選んだ経緯と町の見解を、子どもたちに胸を張って説明することができるのか。 逐条解説に載せるだけでなく、公式な前文として4つの前文を残す方法は本当はないのか。 【おわりに】 子どもたちに前文づくりを託したこと自体、全国に誇れる画期的な試みであり、大きな評価に値します。だからこそ、そこまでしたのであれば、	
--	--	--	--

			最後までその覚悟をまっすぐに貫いて欲しかったという思いがあります。 「大口町はこどもの多様な声をそのまま未来に残した」 と胸を張れる形で条例を完成させることこそ、後世に対しても誇れる結果になるのだと信じます。	
2	前文		前文には「こどもたちと協力して創りあげた」と明記されており、こどもとの協働が大切にされていることが伝わってきました。 ただ、文章の構成上、どこからがこどもたちの声なのかが少し分かりづらく感じました。 こどもたちの想いや言葉が、より明確に読み手に伝わるよう、以下のような工夫を検討いただけると、条例の理念が一層引き立つのではないかと思います。 ① 文頭に「」をつけることで、こどもの声としての印象を強めることができるのではないのでしょうか。 ② 「こどもたちの言葉」と「大人の説明部分」を明確に分ける構成にすることで、より分かりやすくなるのではないかと考えます。	ご意見ありがとうございます。 ①例規上「」は、用語を強調したい場合にも使用することがありますが、ご指摘いただきました該当部分は文章となりますので、「」は使用しないこととさせていただきます。 ②こどもたちが考えた前文を明確にするため、該当部分の前後を「条例の基本理念として次に記します。」及び「これらのこどもたちの想いを受け、私たち大人は、」に修正します。
3	前文		①3月のこども条例前文のワークショップでこどもたちが、4つの前文をひとつにまとめたものが載っているので、良いと思います。4つの前文が、過程で終わることの無いよう希望します。	ご意見ありがとうございます。 ①いただきましたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。 ②前文は条例制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章であるため、こどもたちの言葉だけではなく、大口町の決意や想いも記載していま

			②突然の大人主語の前文。これも、こどもたちと一緒に考えたものでしょうか？ ③大口町に住んでいるすべてのこどもたちの声に耳を傾けて欲しいと思います。大口町で育つすべてのこどもたちが大好きな大口町であり続けるために、「大口町こども条例」を制定して欲しいです。 ②③に関して、こどもたちと一緒に考えたものであれば、尊重しても良いかなと思います。大人だけで考えたものであれば、理念条例の基本理念とはいえ、少し抽象的表現かなと感じました。	す。 ③いただきましたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
4	第2章 第3章	第3条 第6条	条例(案)について、大口町で子育てをする者としてこどもがこどもらしく育てることについて賛成です。 具体施策についての意見です。こどもの「遊ぶこと」「休息すること」「主体的に学ぶこと」の権利を保障する観点から、学校における一律的な宿題を見直し、家庭での自由な時間を確保できるようにしていただきたいと思います。 一律的な宿題は、こどもが「遊ぶ」「休む」「自らの興味に基づいて学ぶ」時間を圧迫しており、こども個人が持っている力を伸ばす機会を奪う結果となっています。 また、「こどもが主体的に学び、育つことができるよう必要な支援に努めなければならない」とあります。こうした観点からも、宿題のあり方はこどもが自発的に学ぶための支援となるべきです。	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考にさせていただきます。

			全国的にも増え始めている「家庭学習」では、こどもが自分で学びたいテーマを選び、学習や日記、実験などに自由に取り組んでいます。このような自主性を育む学習スタイルは、こどもの主体性や創造性を伸ばす優れた事例です。教員の働き方改革にも繋がり、結果として質の向上を見込めるので大口町でもぜひ取り入れていただきたいと考えます。	
5		第3条 第4条	通学路における防犯対策の強化について 現状と課題：近年、不審者に関する通報が増加傾向にあり、児童の通学時の安全確保が喫緊の課題となっております。現在の防犯体制では、事件発生後の対応が中心となっており、予防的な対策が不十分と考えられます。 要望内容： ・通学路への防犯カメラの計画的設置 ・遠距離通学児童を対象としたスクールバス運行の検討 ・防犯パトロールの強化と地域ボランティアとの連携体制の構築 ・児童への防犯教育の充実	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考にさせていただきます。
6		第4条 第6条	猛暑期における児童の熱中症対策について 現状と課題：近年の異常気象により、夏季の気温上昇が顕著となっております。特に下校時間帯の暑さは児童の健康に深刻な影響を与える可能性があります。従来の対策では不十分と考えられます。県内の他市町村や岐阜県内の一部自治体では、既に教室への冷蔵庫設置やスクールバスを活用した猛暑期対策を実施している地域もあり、当町でも同様の取り組みが求められています。 要望内容： ・各教室への小型冷蔵庫設置による、ネッククーラー等の冷却用品の常備	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考にさせていただきます。

			・7月から9月の猛暑期における、遠距離通学児童へのスクールバス運行 ・通学路への日陰確保対策（街路樹整備、日よけ設置等）	
7		第4条 第10条	子ども向け屋内遊戯施設の整備について 現状と課題：現在の町内には、子どもたちが安心して遊べる屋内施設が不足していると感じております。整備される公共施設の多くがグラウンドなど野外施設に偏っており、雨天時や猛暑・厳寒期に利用できる施設が限られています。また、田園地帯の開発が物流倉庫中心となっており、子育て世代のニーズに応えた施設整備が進んでいない状況です。 要望内容： ・小牧市、春日井市、各務原市等の先進事例を参考とした、子ども向け屋内遊戯施設の設置 ・天候に左右されず、年間を通じて利用できる子育て支援施設の充実 ・若い世代が定住したくなるような、子育て環境の総合的な整備	ご意見ありがとうございます。今後の施策の参考にさせていただきます。